

専決処分事項の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、
下記の件を専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

記

庁用自転車の接触事故の和解について

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による平成24年12月20日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

国立市長 濱崎真也

記

庁用自転車の接触事故の和解について

令和7年10月6日、国立市役所北交差点内において発生した庁用自転車と車両との接触事故について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

(1) 住 所 国立市内
氏 名 A

(2) 所 在 地 東京都国立市富士見台1丁目41番地の15
マンション辰巳1階
名 称 有限会社でんでん一家
代表者名 代表取締役 小林 寿江

2 和解の内容

- (1) 国立市は、本件事故による物件損害に関し、損害賠償金として、218,588円を負担する。
- (2) 上記以外の本件事故による物件損害に関する債権、債務はない。

以上